

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染防止対策チーム(ICT)を委員長の直属部門とし、感染防止対策の実務を行います。

院内感染予防のため、週1回のICTラウンドを行い感染対策実施の評価を行っています。

3 院内感染対策のための従業員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チーム(ICT)が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者様への情報提供と院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で院内へ情報提供を行います。併せて、患者様とご家族の方に、感染対策のため手洗いやマスク着用等の協力をお願いします。本取組事項は院内掲示し、患者様やご家族より閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

また、ホームページにて閲覧可能な状態とします。

7 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

抗菌薬の予防のために広域抗菌薬等に届け出制を定めています。抗菌薬使用患者は、使用量、効果などを感染防止対策チーム(ICT)が介入し、適切な抗菌薬使用になるように努めます。

8 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

9 ほかの医療機関等との連携体制

地域の医療機関等と連携し、定期的に参加されるカンファレンスに参加し、感染症患者の発生状況、院内感染対策の実施状況、院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報を収集・共有・意見交換・相互評価を行い、最新の知見を共有しています。院内感染アウトブレイクが発生した、または疑われる場合は、地域連携医療機関の専門家チームに支援を依頼し、早期の介入、拡大防止に努めます。